

【気象】

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年平均気温は14～15℃前後であり、茨城県内でも温暖な地域である。年平均降水量についてみると、1,500 mmを超える年もあり、比較的多い地域である。

また、冬でも雪の降ることが珍しい海洋性の気候であるが、過去10年程度から局地的集中豪雨といえる傾向が見られる。

②想定される災害のリスク

【浸水想定】

次図の浸水想定区域に示すように本市の浸水が想定される箇所は、高須崎低地部、今宿、古宿、天掛、吉川等の湖岸部、山田川、雁通川等の河口部が挙げられる。当想定的前提である計画降雨が霞ヶ浦流域192時間総雨量600 mmに近づくような場合は、浸水災害予防対策に留意する。

○ 想定最大規模（想定最大規模）



2. 基本事項等

- | | |
|----------------|--|
| (1)作成主体 | 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 |
| (2)指定年月日 | 平成 28 年 8 月 18 日 |
| (3)告示番号 | 国土交通省関東地方整備局告示第 270 号 |
| (4)指定の根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項 |
| (5)対象となる洪水予報河川 | 利根川水系霞ヶ浦（実施区間）
利根川水系北浦（実施区間） |
| (6)指定の前提となる降雨 | （霞ヶ浦）霞ヶ浦流域の 192 時間総雨量 853mm（72 時間想定最大規模降雨は 660mm）
（北 浦）霞ヶ浦流域の 192 時間総雨量 853mm（72 時間想定最大規模降雨は 660mm） |
| (7)関係市町村 | （霞ヶ浦）土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、香取市
（北 浦）鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 |

【出水】

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。

従って、市街地における排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知と災害に強い家づくり、まちづくりへの啓発並びに指導に努めることが重要である。

【崩壊】

本市の丘陵部には、土砂採取区域や、急傾斜地などがあり従来は安定している斜面とみなされているものでも、多雨期における地震など悪条件が重なり崩壊する可能性も払拭できない。

東日本大震災以降の地盤状況や、近年の局地的集中豪雨の多発傾向を十分考慮し、被害を未然に防止すること、また崩壊が発生した場合における被害を最小限にとどめることなど危険予想箇所を把握し、防災パトロールの実施に努めることが必要である。

【影響が考えられる地震】

茨城県に被害を及ぼす地震は、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震、陸域のやや深い場所で発生する地震、陸域の深い場所で発生する地震とされている。

可能性のある地震として、首都圏での直下型の地震（マグニチュード 7 級）については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応用集中が生じていることから、ある程度の切迫性を有していることとされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）が中央防災会議により想定されている。また、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、複数の領域を震源域とした地震発生の可能性があるとされており、発生時はマグニチュード 8.6～9.0 と推定されている。

さらに、南海トラフ地震（最大クラス、マグニチュード：9.0）が発生した場合、県南、県西の 9 市町で震度 5 強、県央等の 24 市町村で震度 5 弱、県北で震度 4 と想定されている。

上記以外の地震についても発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での短周

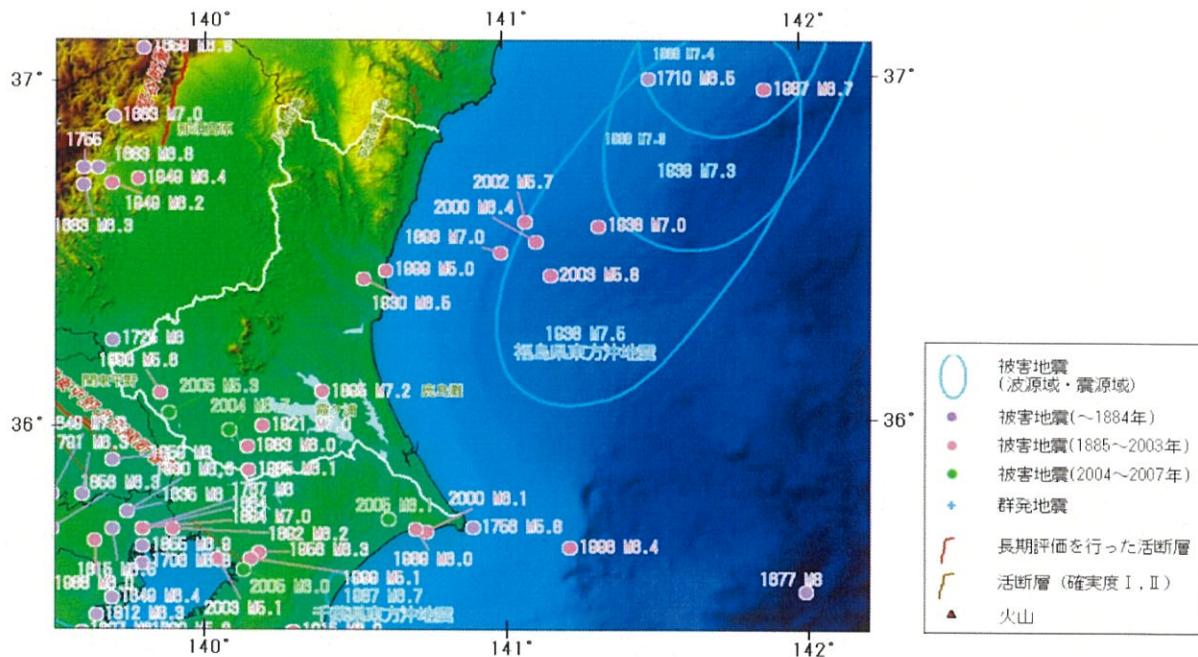
○ 日本列島付近のプレート



期強震動による地震も想定されている。

しかし、地震発生 of 切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。

○ 茨城県とその周辺の主な被害地震



文部科学省研究開発局・地震調査研究推進本部における「茨城県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震」

○ 建物・人的被害

本市の人口集積地は、湖岸や谷底平野に集中しており、丘陵上の立地に比較して地震動をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。

建物被害は、新耐震工法によるものは震度5強に耐え得るとされるが、耐震対策が図られていない旧工法によるものや、老朽化した建物、さらに、軟弱地盤で近年開発された宅地、建物や今後開発されるものについては、耐震性能について広報による啓発や指導を推進し、震災の軽減に努める。また、地震動による建物の崩壊被害とともに火災発生による被害が想定されるが、本市における旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、丘陵裾野や河川湖岸の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵が生かされているといえる。その反面、旧来からの建物が密集し防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯が占める割合が高いなど震災に弱い側面も指摘できる。

○ 感染症

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新型コロナウイルス感染症においても、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（平成 28 年度経済センサス）

- ・ 商工業者数 1,523 人
- ・ 小規模事業者数 1,274 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工 業者	商業	393	289	市内に広く分散している
	工業	202	165	市内に広く分散している
	建設業	304	301	市内に広く分散している
	サービス業	624	519	市内に広く分散している
	合計	1,523	1,274	

(3) これまでの取組

① 当市の取組

【自然災害】

- ・ 地域防災計画の策定及び改正
- ・ 業務継続計画の策定及び改正
- ・ 災害時職員の初動マニュアルの策定及び改正
- ・ 非常通信対応マニュアルの策定
- ・ 避難所運営マニュアルの策定
- ・ 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定及び改正
- ・ 行方市防災ハザードマップ作成/配布
- ・ 災害時協力協定、災害時相互援助協定の締結
- ・ 防災行政無線デジタル化整備工事
- ・ 防災行政無線等による情報伝達体制の構築
- ・ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定
- ・ 避難所開設訓練の実施
- ・ 消防団水防訓練の実施
- ・ 水難救助訓練の実施
- ・ 自主防災組織の防災訓練に対する資機材の貸与・物資の提供

- ・非常食、災害対応用品の備蓄
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- ・防災対応型エリアテレビの整備

【感染症】

- ・「行方市新型インフルエンザ等対策本部」の設置
- ・新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画の策定
- ・新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所運営マニュアルの策定及び改正

②当会の取組

(自然災害)

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知
近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では中小企業庁作成のチラシである「事業継続力強化計画の認定制度」や「事業継続力強化計画」認定制度のご案内を窓口や巡回訪問等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。
- ・事業者BCP策定セミナーの周知・個別相談会の開催
BCPの必要性が高まっている現状をふまえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーの周知と斡旋を行ってきた。
- ・提携損害保険会社への加入促進
当会では、(1) 業務災害補償プラン、(2) ビジネス総合保険について、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・全国商工会連合会、茨城県商工会連合会、行方市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

2 課題

(商工会の課題)

当会では、小規模事業者の防災対策への支援における課題は次のとおりである。

- ・緊急時における市と当会との連携や協力体制が整っていない
現状では、緊急時における市と当会との連携や協力体制が確立されていないため、発災時・発災後における連携や協力体制を確立する必要がある。
- ・事業者BCPの策定が進んでいない
管内事業者のBCP策定については小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調であると思われる。近年の災害状況を見ると行方市と連携を強化し、小規模事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画策定の啓発活動の強化が必要である。
- ・感染症対策
地区内小規模事業者に対して手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

(自然災害・感染症共通)

- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後に速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制や関係機関との連携体制を構築する。

なお、感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化して対応する。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、支援時の説明等により、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。

●事業継続力強化計画認定 4社/年

- ・職員のBCP策定支援に関するスキル向上

経営指導員等向けのBCP関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように支援する。
- ・市と連携を密にし、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を指導室や会員の目に触れる場所に掲示し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）の啓発を促す。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境のための情報や支援策等を事業者へ掲示する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年9月に事業継続計画を策定

③関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレットの設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口指導

等で確認し、随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

- ・必要に応じて(仮称)行方市事業継続力強化支援運営会議（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	原則1日に2回共有する 特別な状況変化があればその都度共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

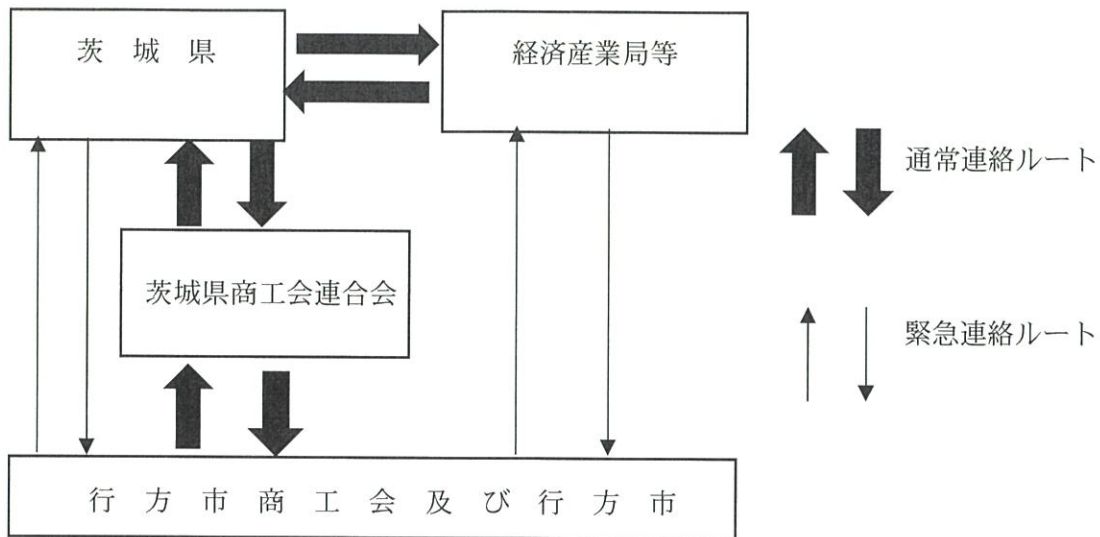
④被害情報の報告

- ・当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法を改めて検討しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>団体等名</td></tr> <tr><td>報告者</td></tr> <tr><td>電話番号</td></tr> </table>			団体等名	報告者	電話番号													
団体等名																		
報告者																		
電話番号																		
○関係団体の被害の概要																		
人的被害 <small>※職員、従業員等の被害の概要を記載</small>	物的被害 <small>※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載</small>	その他 <small>※左記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など)</small>																
○被災中小企業等の被害状況詳細(関東経済産業局への報告を想定したもの)																		
No	所在地	被害態様	事業所名	業種	工業or商業	従業員数 (人) a	資本金 (千円)	土地		建物				機械設備			従業員別被害額 (千円) b/a	
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)		時価 (千円)
例	●市	A	茨城県産(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200		100	300	100	80	100	90	670	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、行方市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へDMやホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

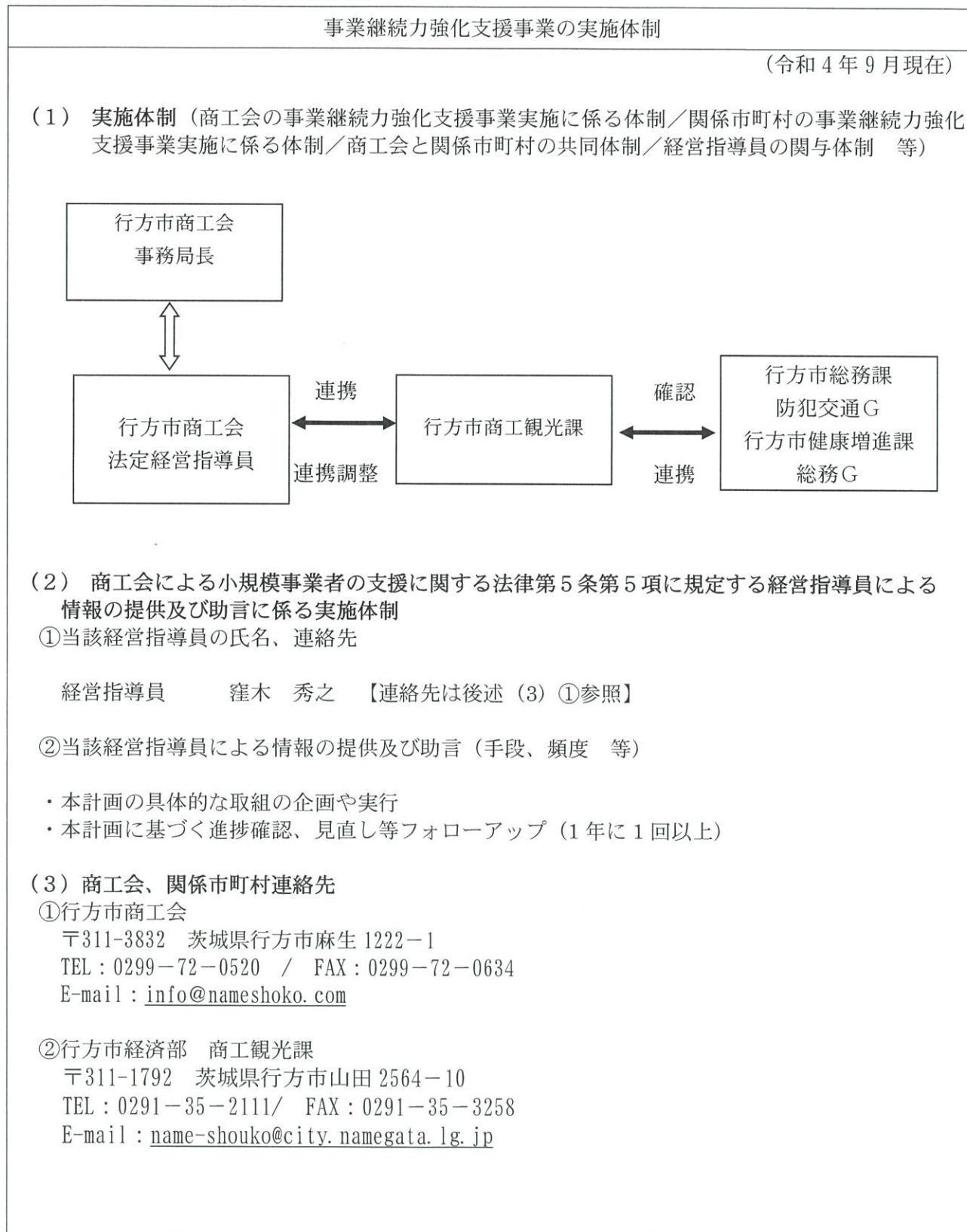
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③行方市総務部 総務課 防災交通グループ
〒311-3232 茨城県行方市麻生 1561-9
TEL : 0299-72-0811/ FAX : 0299-72-2174
E-mail : name-bousai@city.namegata.lg.jp

④行方市市民福祉部 健康増進課 総務グループ
〒311-1704 茨城県行方市山田 3282-10
TEL : 0291-34-6200/ FAX : 0291-34-6003
E-mail : name-kenzo@city.namegata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
専門家派遣費	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、行方市補助金、茨城県補助金、事業収入 等
ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する茨城県商工会連合会より派遣承諾があった時は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者無し
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等